

議案第 4 5 号

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立体育施設条例（平成 9 年板橋区条例第 2 0 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項第 3 号中「9, 0 0 0 円」を「5 7, 0 0 0 円」に改
める。

別表第 1 体育館の項中「東京都板橋区立東板橋体育館」を「東京都板
橋区立植村記念加賀スポーツセンター」に改める。

別表第 2 東板橋体育館の項中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポ
ーツセンター」に、「1 3 m」を「7. 5 m」に、「武道場 健康体力
相談室」を「武道場」に改め、同表上板橋体育館の項中「武道場 健康
体力相談室」を「武道場」に改め、同表荒川戸田橋野球場の項中「1 4
面」を「1 1 面」に改め、同表東板橋庭球場の項中「軟式」を「硬式軟
式兼用」に改める。

別表第 3 中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポーツセンター」に
改める。

別表第 4 東板橋体育館の項中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポ
ーツセンター」に、「武道場 健康体力相談室」を「武道場」に改め、
同表上板橋体育館の項中「武道場 健康体力相談室」を「武道場」に改
める。

別表第 5 (1)室内競技場の部中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポ
ーツセンター」に、「1 1, 7 0 0 円」を「1 4, 0 0 0 円」に、「1
9, 4 0 0 円」を「2 3, 3 0 0 円」に改め、同表(2)トレーニングルー
ムの部中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポーツセンター」に改め、

同表(3)武道場（第１、第２）の部中

「

小豆沢体育館	2, 200円	2, 800円	2, 800円
東板橋体育館			
上板橋体育館			

を

」

「

小豆沢体育館	2, 200円	2, 800円	2, 800円
植村記念加賀 スポーツセン ター	3, 100円	3, 900円	3, 900円
上板橋体育館	2, 200円	2, 800円	2, 800円

に

」

改め、同表(4)プールの部中

「

赤塚体育館	一般用	15, 300円
東板橋体育館	児童用	4, 900円

を

」

「

赤塚体育館	一般用	15, 300円
	児童用	4, 900円
植村記念加賀スポ ーツセンター	一般用	19, 300円
	児童用	3, 000円

に

」

改め、同部備考４中「、東板橋体育館」を削り、同部備考５中「上板橋体育館」を「小豆沢体育館」に、「３コース」を「２コース」に、「４コース」を「３コース」に、「７，２００円」を「８，０００円」に、「９，７００円」を「１２，０００円」に改め、同部備考６中「小豆沢

体育館」を「植村記念加賀スポーツセンター」に、「８，０００円」を「７，７００円」に、「１２，０００円」を「１１，６００円」に改め、同部備考に次のように加える。

７ 上板橋体育館の室内プールのうち一般用プールの貸切りによる利用形態及びその使用料は、次の表のとおりとする。

種類	コース区分	金額（２時間単位）
上板橋体育館一般用プール	３コース分	７，２００円
	４コース分	９，７００円

別表第５(13)会議室の部中

「

東板橋体育館	第１会議室	９６０円	１，５００円	１，５００円
	第２会議室	４６０円	８３０円	８３０円
	第３会議室			
	第４会議室	１８０円	３２０円	３２０円

を

」

「

植村記念加賀スポーツセンター	第１会議室	５５０円	１，０００円	１，０００円
	第２会議室	２２０円	３８０円	３８０円

に

」

改める。

別表第６中「東板橋体育館」を「植村記念加賀スポーツセンター」に改める。

付 則

- この条例は、令和３年９月１日から施行する。ただし、第３項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の東京都板橋区立体育施設条例（以下「新条

例」という。) 第10条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後に受理された利用申請に係る使用料(指定管理者により東京都板橋区立体育施設の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。)について適用し、同日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第2 植村記念加賀スポーツセンターの項及び東板橋庭球場の項に規定する施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都板橋区立体育施設条例別表第2 東板橋庭球場の項に規定する施設の利用承認を受けている者は、新条例別表第2 東板橋庭球場の項に規定する施設の利用承認を受けた者とみなす。

(提案理由)

東板橋体育館の改修に伴い名称、施設及び使用料を改め、付帯設備の使用料の上限額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。